平成 20 年３月４日

各　位

会社名　　株式会社メディビックグループ
代表者名　　代表取締役社長　橋本　康弘
（コード番号2369：東証マザーズ）
問合せ先　専務取締役管理本部長　川井　隆史
（Tel: 03－6744－2882）

# ストックオプション（新株予約権）の発行内容に関するお知らせ

当社は、平成 20 年２月 22 日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び当社従業員並びに関係会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて下記のとおり決議し、平成 20 年３月 27 日開催の当社第８回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

【取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件】

会社法第 361 条の規定に基づき、当社取締役に対し、報酬限度内でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

また、会社法第 387 条の規定に基づき、当社監査役に対し、報酬限度内で、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

１．取締役及び監査役に対して新株予約権を発行する理由

当社の取締役の業績向上や企業価値の増大、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として導入するものであります。

２．新株予約権の発行の要領

(1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

取締役については普通株式 4,500 株を、監査役については普通株式 500 株を、発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

⑵新株予約権の総数

取締役については 4,500 個を、監査役については 500 個を上限とする。なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は１株とする。ただし、前項⑴に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

⑶新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに払込みを要しないものとする。

⑷新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

⑸新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される１株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、発行日の終値を下回らないものとする（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）。なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行又は処分株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が株式分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（１／分割（又は併合）の比率）

なお、当社が他社と吸収合併又は新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

⑹新株予約権を行使することができる期間

平成 22 年４月１日より平成 25 年３月 29 日

⑺新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社

計算規則第 40 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(8)新株予約権の行使の条件

①対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社社員、関係者又は当社子会社の取締役又は社員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りではない。

②その他の新株予約権の取得については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。

(9)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10)新株予約権の取得事由及び条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(11)その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定するものとする。

【当社従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件】

会社法第 236 条、第 238 条並びに第 239 条の規定に基づき、当社従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対して、業績向上や企業価値の増大を目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

２．本株主総会においての決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 5,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

⑵新株予約権の数

5,000 個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は１株とする。ただし、前項⑴に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

⑶新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに払込みを要しないものとする。

⑷新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

⑸各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される１株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、発行日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回らないものとする。なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行又は処分株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が株式分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（１／分割（又は併合）の比率）

なお、当社が他社と吸収合併又は新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

(6)新株予約権を行使することができる期間

平成 22 年 4 月 1 日より平成 25 年 3 月 29 日

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(8)新株予約権の行使の条件

①対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員であることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りではない。

②その他の新株予約権の取得については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。

(9)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10)新株予約権の取得事由及び条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(11)その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定するものとする。

以　上